

～地上デジタル放送に関する補助(助成)制度のお知らせ～

区域外(県外)放送が個別アンテナで見えなくなった方へ

個別アンテナで県外のアナログ放送を受信している世帯が、デジタル放送では視聴できない場合で、今後ケーブルテレビ加入の受信対策を行う際に、国が支援します。

- 【助成条件】 難視地区対策計画に指定された区域内で、現在、個別アンテナで県外放送を受信している世帯であること。
- 【助成対象】 ケーブルテレビとの契約料等(月々の利用料は対象外)
- 【助成額】 必要経費の総額から3万5千円を除いた額(上限3万円)
- 【受付期間】 平成22年12月28日(火)まで
(ただし、平成23年1月から7月にケーブルテレビに加入し、助成金を申請しようとする方も申し込みが必要です。)

お問い合わせは、総務省徳島県テレビ受信者支援センター (☎0570・074・007) まで。

お申し込みは、(株)東阿波ケーブルテレビ(☎0885・32・3336)、徳島中央テレビ(株)(☎0885・35・1501)まで。
※NHK受信料全額免除世帯(申請により全額免除となる世帯を含む。)は、受信機器購入等支援事業の対象となるため、本支援は受けられません。

詳しくは、総務省地デジチューナー支援実施センター (☎0570・033・840) にお問い合わせください。

●受信障害施設や集合住宅の共同アンテナで区域外放送を受信している方のデジタル化対策●

※受信障害施設または集合住宅の共同アンテナで区域外放送(アナログ)を受信している方がデジタル化対策(ケーブルテレビ加入または設備改修)を行う場合も国の支援(条件あり)があります。

お問い合わせは、総務省徳島県テレビ受信者支援センター (☎088・603・0200) まで。

退職によって住居を喪失または 喪失するおそれのある方へ

〔住宅手当緊急特別措置事業のお知らせ〕

住宅手当緊急特別措置事業とは

平成21年10月より、退職者であつて就労能力および就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象として、6ヶ月間を限度として住宅手当を支給するとともに、これらの方の住宅および就労機会の確保に向けた支援を行っています。

(手当の支給額は地域ごとに上限額が設定されます。(生活保護の住宅扶助特別基準に準拠))

小松島市の場合 2万8千円(単身世帯) / 3万6千円(複数世帯:2~6人)など

住宅手当の支給対象者

支給申請時に以下の要件すべてに該当する方が対象となります。

- ①平成19年10月1日以降に退職したこと
- ②退職前に、主たる生計維持者であつたこと
- ③就労能力および常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申込みを行うこと
- ④住宅を喪失していることまたは喪失するおそれのあること
- ⑤申請日の属する月における申請者および生計を一とする同居の親族の収入の合計額が次に定める収入基準額であること。

単身世帯: 8万4千円に1月当たりの家賃額(住宅扶助特別基準を上限)を加算した額未満

2人世帯: 17万2千円以内

3人以上世帯: 17万2千円に1月当たりの家賃額(住宅扶助特別基準を上限)を加算した額未満

⑥申請者および申請者と生計を一にする同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下であること。

単身世帯: 50万円 / 複数世帯: 100万円

⑦国の住宅喪失離職者等に対する雇用施策による貸付または給付(就職安定資金融資、訓練・生活支援給付、就職活動困難者支援事業等)、自治体等が実施する類似の貸付または給付等を受けていない方

※手当支給期間中は、常用就職に向けた就職活動を行っていただきます。

お問い合わせは、市生活福祉課(市役所1階①番窓口 ☎32・3931)まで。